

令和8年度第1回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和8年4月7日（火）
午前9時30分～午前11時00分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
3. 出席委員 21人

会 長	23番	長谷 幹夫			
会長代理	22番	金田 修一	24番	金木 洋子	
委 員	1番	青山 茂	2番	松本 則幸	
	3番	牧野 和吉	4番	各川 豊章	
	5番	茂 清志	7番	国谷 晃	
	8番	中村 敏	9番	大道 勝則	
	10番	木下 幸雄	11番	北森 康雄	
	12番	坂井 義彦	13番	森川 重光	
	14番	北山 久雄	16番	熊南 昭浩	
	18番	西田 清範	19番	林 作三	
	20番	大橋 芳信	21番	山崎 巖	
4. 欠席委員 3人

6番	加藤 輝夫	15番	杉林 清則
17番	山崎 修		
5. 議題

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	事業計画の変更申請について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について
議案第5号	国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関する承認について
報告事項第1号	農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第3号	農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて
報告事項第4号	農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第5号	非農地証明書の交付について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、6番 加藤委員、15番 杉林委員、17番 山崎（修）委員より欠席届があり、出席委員数は21名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員総数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

議事の進行については、長谷会長にお願いします。

会 長 ただ今より、令和8年度第1回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会 長 それでは、議事に入ります。
本日は、議案5件、報告事項5件でございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

（委員一同 異議なし）

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。
14番 北山委員、16番 熊南委員 両委員にお願いしたいと思います。
議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。
ご準備はよろしいでしょうか。

会 長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。
なお、12ページの15番については、〇〇委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
議案書は1ページから13ページです。位置図も併せてご確認ください。
今回の申請件数は、17件で、申請面積は、81,064.91㎡です。
許可基準の、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしております。

1 番は、相手方の要望により所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が自作地に隣接しており、耕作に便利のため所有権を移転するものです。申請地では、水稻を栽培する予定です。

2 番は、労働力不足により所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が自作地に隣接しており、耕作に便利のため所有権を移転するものです。申請地では、水稻を栽培する予定です。

3 番は、労働力不足により所有権を移転するものです。譲受人は、以前から申請地を耕作しており、今回、譲り受けるものです。申請地では、水稻を栽培する予定です。

4 番は財産の処分のため所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が自作地に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請地では、さといも、じゃがいも等を栽培する予定です。

5 番は財産の処分のため所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が自作地に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請地では、野菜などを栽培する予定です。

6 番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は、経営地の拡大を図るため、譲り受けるものです。申請地では、水稻を栽培する予定です。

7 番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が自宅に隣接しており、耕作に便利のため所有権を移転するものです。申請地では、大根、はくさいを栽培する予定です。

8 番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が自宅から近く、耕作に便利のため所有権を移転するものです。申請地では、水稻、さつまいもなどを栽培する予定です。

9 番は、労働力不足のため使用貸借権を設定するものです。譲受人は、一般法人であり、新規に農業参入するものです。申請地では、リンゴを栽培する予定です。

10 番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。申請地は、以前に農地所有適格法人である〇〇に貸し付けしていましたが、農地所有者が死亡したことから賃貸借契約を一旦解約をしております。今回、所有者の相続人から農地所有適格法人の構成員へ所有権のみを移転するものです。申請地では水稻を栽培する予定です。

11 番は、相手方の要望により所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が自宅に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請地では、きゅうり、トマト等を栽培する予定です。

12 番から 14 番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は酪農を営んでおり、牛舎の周辺にある申請地を耕作に便利のため譲り受けるものです。申請地では、牧草を栽培する予定です。

15 番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、以前から申請地を耕作しており、今回、譲り受けるものです。申請地

では、水稻を栽培する予定です。

16番は、労働力不足のため使用貸借権を設定するものです。譲受人は、新規農家であり、農業者である父から指導を受けて耕作を行い、申請地では水稻を栽培する予定です。

17番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、農地所有適格法人であり、申請地では水稻を栽培する予定です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、15番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

△△委員 6番ですが、譲受人は八尾の方ですが立会されましたか。

▲▲委員 いえ、立会されておられません。譲受人の代理として□□さんと推進委員と3人で確認しました。やっぱり八尾の方なので、本当に来られるのかという話になりまして、八尾から来る地図もつけて、必ず来ますと確約を生産組合長とされたという話だったので、了承しました。

△△委員 わかりました。確約書はとっておられるんですね。

会 長 他にご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、15番を除き、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、15番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

それでは、15番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、15番について、申請どおり「許可」することといたします。
〇〇委員は入室をお願いします。

会 長 改めまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第2号「農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第2号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は15ページから21ページです。位置図も併せてご確認ください。

まずはじめに、3月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

今回、4条申請が2件、5条申請が5件、合計面積は2,918.00㎡です。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載しており、今回は4条申請1番、5条申請1番、2番、3番、4番の5件でございます。

議案書の16ページをご覧ください。

4条申請1番は、富山地域古沢地区において、すでに農家住宅敷地として使用している申請地を是正する計画でございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模であります。過去に土地改良事業が実施されている農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして、4条申請2番は、婦中地域神保地区において、すでに農家住宅敷地として使用している申請地を是正する計画でございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模であります。過去に土地改良事業が実施されている農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。

5条申請1番は、富山地域山室中部地区において、すでに一般住宅敷地として使用している申請地を是正し、自家用駐車場として使用する計画でございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に医療施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されている農地である

ことから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

続きまして、5条申請2番は、富山地域古沢地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模であります。過去に土地改良事業が実施されている農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして、5条申請3番は、富山地域三郷地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されている農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして、議案書の20ページをご覧ください。

5条申請4番は、大山地域大庄地区において、貸駐車場を整備する計画でございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されている農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「既存地拡張」を適用しております。

続きまして、5条申請5番は、八尾地域保内東部地区において、一部宅地化している申請地を是正し、店舗兼一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に教育施設と公共施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されている農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第2号「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について」は、「許可相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第３号「事業計画の変更申請について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、議案第３号事業計画の変更申請についてご説明いたします。

議案書２２ページから２３ページをご覧ください。

１番について、この農地につきましては、当初計画者が令和６年４月に「陸砂利採取」の一時転用で農地法第５条の許可を受けた土地でございます。２年間の陸砂利採取の計画でありましたが、能登半島地震に伴う復旧工事を行っていたことで当初計画より遅延が発生したため、１年間工期を延長したく今回申請されたものでございます。その他の工事内容については変更ございません。

以上でございます。

会 長 それでは、ただいま説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画の変更申請について、ご意義ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第３号「事業計画の変更について」は、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による農地利用集積等促進計画について」、事務局から説明をお願いします。なお、４０ページの１５６番については、■■委員、４１ページの１６３番については、◇◇委員、１６５番については、◆◆委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 続きまして、議案第４号農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

議案書のページは、２４ページから４２ページをご覧ください。

今回の申請件数は１７７件となり、設定面積は１，２３７，８８１㎡です。

農用地利用集積等促進計画の案件につきましては、すべての農用地

の効率的利用、常時従事などの要件を満たしております。
以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました農地利用集積等促進計画について、１５６番・１６３番・１６５番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、１５６番・１６３番・１６５番を除き、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することいたします。

会 長 続きまして、１５６番について、審議いたしますので、■■委員は退室をお願いします。
それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、１５６番について、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することとします。
■■委員は入室をお願いします。

会 長 続きまして、１６３番について、審議いたしますので、◇◇委員は退室をお願いします。
それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、１６３番について、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することとします。

◇◇委員は入室をお願いします。

会 長 最後に、１６５番について、審議いたしますので、◆◆委員は退室をお願いします。

会 長 それでは、１６５番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、１６５番について、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することとします。
◆◆委員は入室をお願いします。

会 長 改めまして、議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による農地利用集積等促進計画について」は、「意見なし」として農地中間管理機構に回答いたします。

会 長 続きまして、議案第５号「国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関する承認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、議案第５号国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関する承認についてご説明いたします。議案書は４３ページをご覧ください。

１．申出者、２．申出の対象たる農用地の表示及び耕作者は、議案書記載のとおりであります。

土地改良事業の施行を申請する際、その土地改良事業に係る地域内にある土地について、土地改良法第３条に規定する資格者から同意を得る必要があります。

土地改良法第３条の資格者とは、土地の所有者と耕作者が同一の場合、所有者が資格者となります。また、土地の所有者と耕作者が異なる場合、耕作者が資格者となります。

国が実施する水橋地区では、事業資格者を所有者とする方針であることから、土地の所有者と耕作者が異なり利用権等を設定している場合は、所有者を事業参加者とするための資格交替の手続きが必要となります。

今回、土地の所有者が事業参加する旨の「土地改良事業参加申出書」が富山市農業委員会に提出されましたので、当該所有者を事業参加者とすることを承認いただきたく、今総会にてお諮りするものであります。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました「国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関する承認」について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関する承認について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第5号 国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関する承認について、ご異議なしと認め、原案通り承認いたします。

会 長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

第1号 農地法第3条の3の規定による受理について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて

第4号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

第5号 非農地証明書の交付について

を、一括して説明をお願いします。

事務局 報告事項第1号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告いたします。議案書は、44ページから50ページをご覧ください。
今回の受理件数は26件で、全て相続により所有権を取得したものです。

続きまして、報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、51ページから56ページをご覧ください。

解約件数は23件で、解約面積は160,599.00㎡です。

今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりで

す。

続きまして、報告事項第3号農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて、ご報告いたします。

議案書は、57ページをご覧ください。

1番について、譲受人は、平成22年2月1日に「住宅敷地」を目的に使用貸借権で許可を受けましたが、譲受人の事情により目的が未達成となっていた土地でございます。

今回、その許可を取り消し、新たに議案書20ページの5条申請5番の申請を行ったものでございます。概要等につきましては、備考欄をご覧ください。

続きまして、報告事項第4号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は58ページから63ページをご覧ください。

今回の受理件数は、4条が5件、5条が15件、合計面積は12,465.04㎡です。内容、転用目的については記載のとおりです。

なお、総事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、57ページの4条2番、58ページの5条2番、5条3番、59ページの5条5番の4件となります。

続きまして、報告事項第5号非農地証明書の交付について、ご報告いたします。

議案書は、64ページから69ページです。位置図・写真も併せてご確認ください。

今回、申請のありました農地につきましては、遊休農地であり、その土地が山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準に合致しております。

申請番号1番について、3月26日に隣接地域の◆◆委員、▽▽推進委員と事務局職員が現地確認を行い、いずれも山林の様相を呈していることを確認いたしました。

このことから、今回申請地の事実状態に基づき、議案書の証明基準で非農地証明書の交付を行ったものでございます。

以上でございます。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もありませんので、2. 報告事項の議案審議を終了します。次に、「3. 協議・報告事項等」について、事務局から説明をお願いします。はじめに「農業委員等の農地等調査における費用弁償について」、説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

会長 ただ今、説明のありました費用弁償等について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

▼ ▼ 委員 これは2月5日の総会の時に私が質問させていただいたことで、それについてはガソリンは当然いるんだと。それについては、地方自治法の203条の2の第3項に明文の規定があると、2番目に農業委員会等に関する法律第15条でこれで市町村は委員に対し報酬を主張し及び職務を行うために要する費用弁償しなければならないと明文の規定があると、この手帳みなさんお持ちですけれども。これは10ページみてください。

それから3番目に富山市特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の第5条で、これもはっきり書いてあるんだと。

それについてはっきり明文の規定があるのに、なんで出せないんだということを言ったら、申し訳ないですけれども、当時の2月の時ではね、それはあなたの特別な見解だということと、法律に決まっているかもしれないけれどもね、それ運用でできないようにしてるんだと。そんなことをいうんですよね。だからそれはおかしい。もし、だからそれを通すんだったら、私は常任委員会でも質問してもらおうし、監査請求もすると。それでいいんですかといっぱい資料を渡して言ったんですね。そして今回でできたのはなんですかね。結果ありましたけれどもね。そして私は昨日ですね、この通知ですね、非常勤の特別職の費用弁償の支給について平成17年4月1日付の企画管理部長からの通知について、これをちゃんと責任箇所である職員課の給与係にいつてきてきたんですよね。現物もみてきました。現物くれといったら、さすがに今それは出せないと言われたから、そうしました。そうしたらその中にきちんとですね、平成17年4月1日からね、出すんだと明文の規定してあるんですよね。それで1kmから2kmについて200円、定額でね。3kmから4kmは400円定額で出しなさいと通知にあるんですよね。それをね、なんでみなさんこういう基本的な点をね、きちんと調べないでいるんですか。役所というのは法律の忠実な実行であって、自分たちで想像できないの当たり前の話でしょ。けんかするつもりないんで、少しでも良いものにしたいと思うから大きな声で言うんでね。だから、まずはね、この大事な通知をね、回答の通知書をお持ちでないと言ったらね。それは事務的に不都合でしょうがね。職員課の給与係にね、誰かに行ってもらって、まず、それでなに書いてあるかということのをね、これみてくださいよ。一番最初に書いてあることはね、富山市旅費支給条例で書いてありますよね。書いて

あった箇所一か所もないですよ。こんなのよく出しましたよね。費用弁償の対象に農地の調査を追加すると言いますけれどもね、これは平成17年から入ってたんですよ。それも知らずに行政やってる人間といたら、市民の負託に答えてるんですか。私はそれが非常に腹が立ちましてね。法律上当然もらうものはあたえる、当たり前じゃないですか。それしか言ってないんでね。誤解だけしないでください。私に違ったことあるんだったら、責任取りますよ。やめますよ。だけどその反対にやるべきことをやらないような役人いたらそれ責任持ってくださいよ。私はそれ言いたいです。昨日だってね、聞いてください。職員課の給与係のところ行って、20分か30分か私の身分証から全部出して、どうしてもおかしいからちょっと見せてくれと言ったらね、見せなかったですよ、始め。でもこれは私の職務権限だ、見せないと言ったら、ようやくね、さすがにコピーはくれなかったけど見てね、あ、平成17年からみなさんはきちっともらえたのにももらえない、気の毒でね、もちろんくれと言ったら民法上の時効という制度ありますよね。だから伝票あります。出せるものであれば、出してあげたいと思う。それに、それがもしだめだったらさあ、事務局の「ごめんなさい」のひと言、詫言入れてほしいと思う。それだけです。以上です。

事務局 まず、ご意見ありがとうございます。我々事務局といたしましては、委員の申し出を拝借して、支給する方法を考えてまいりました。実際支給の段取りもしておりました。支給をする手続きや様式を揃えてきたところで、今まで支出していなかったものを支出するという行政的な手続きについて確認をいたしましたところ、早急に断言できなかったことをご理解いただきたいと思います。もちろん、法律で支払わなければいけないので、そこをもう一度精査をし、予算を確保して、本年度から支出する方向で検討を続けております。2月の申し出であったため、当初予算に間に合っていないという役所的な現状もありました。調整が必要でして4月から支出しますということが申し訳ないですけれどもできなくなりました。ただし、5月総会にて正式に回答することで動いております。ご理解の程お願いいたします。

▼ ▼ 委員 私が言いたいのは、努力されているのはわかるけれどもね、けどこんな不親切な文章書くのやめなさいって。一見誰も知らなかったらそう思うでしょうよ。私はね、今回の3月条例ですか、条文全部読むことができましたよ。農業委員会を追加するような部分なんて絶対ないですよ。私みたい調べた人間でない限りわからないですよ。だから今がスタートなんていうのおかしいですよ。あまりにも不誠実です。個人的な見解言うもんじゃないでしょう。法律で定められたもので出すの

は当たり前でしょう。法律で定められているけれどもそれは運用で出さないことになってるなんてそんな馬鹿なことないでしょう。法律が決まって、個人的な運用だったら個人的ななんて全部ひっくり返るんでね。私はそんな不誠実なのが一番腹が立つんで。令和7年度の予算でいったらね、1,033千円てありますよね、これはいったい全部旅費に使ってたらいいですけどね。これを他に流用なんていったら、それこそは大変なことになりますよ。これは旅費の予算書しかもらえなかったけどね、やっぱり他に流用してたらね、これは市民の信用を失うものになるでしょう。みなさんが法律でもらえるものが出さないのなんでって、ただそれだけなんですよね。それにね、平成17年4月1日の通知文にあるんだったら、これによって運用すればいいんで。旅費の対象となるのは調査する人みんななんだからね、距離何キロだったか書いてもらえばいいだけの話であって、難しいことないですよ。余白に何月何日行ってきました、と書けば支出決議できるでしょう。難しい話でないでしょう。

事務局 ご意見ありがとうございます。内部の調整ができない状態でございますので、5月総会では正式な回答をいたしますので、それまでしばらくお待ちください。

▼▼委員 だから、不誠実な処置なんてしないでください。それだけ言いますよ。次は補正予算つくのいつなん。6月予算なんてそんなんつかないでしょう。

事務局 そういったことも含めて内部で調整しております。

▼▼委員 人をばかにしたようなことをしないでください。

事務局 支給をするための手続き中ですので、人をばかにするようなことはしておりません。

▼▼委員 これなんですか。これ。旅費の支給条例の改正によって追加することになるんですか。これをばかにしてるって今回怒っているですよ。ですから、責任持ってやってくださいね。

事務局 責任をもってやります。

会長 今後の事務局の対応も次の総会に向けて、きちっとした形で対応をとっていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
他に何かございますか。ないようでしたら、事務連絡について事務

局から説明をお願いします。

事 務 局 （事務局説明）

▼ ▼ 委 員 次回の5月総会は午後からということですが、終了は何時になりますでしょうか。

事 務 局 年次総会と月次総会がありますので、かかる時間ははっきりとわかりません。

▼ ▼ 委 員 5月総会でご回答いただけるのはありがたいのですが、午前中だと思ってて、午後から予定がありまして、遅れてでも出てきますので。

事 務 局 個別でもご対応させていただきます。

会 長 よろしいですか。
それでは、これにて令和8年度第1回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。